

丹波市地域福祉計画推進協議会
虐待対策・権利擁護支援部会（第2回）
議事録

開催日時	令和2年7月29日（水）午後2時00分開会～午後3時40分閉会
開催場所	本庁第2庁舎2階ホール
部会長	松尾委員
出席者	松尾委員、中川委員、大西委員、山口委員、八尾委員、 馬場委員（オブザーバー） （以上6名）
欠席者	上田委員（オブザーバー）
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 部会長あいさつ 3. オブザーバー紹介 4. 第1回部会における協議内容の確認 5. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）権利擁護支援と虐待防止対策の骨子について <ol style="list-style-type: none"> ①基本目標 ②基本的な施策の方向性 ③施策例 6. 今後のスケジュールについて <ol style="list-style-type: none"> （1）部会長会の開催 （2）次回部会の日程等について 7. 閉会
資料	<ol style="list-style-type: none"> （1）会議次第 （2）専門部会委員名簿 （3）第1回部会議事録【資料1】 （4）丹波市地域福祉計画の体系（素案）基本目標【人権擁護】抜粋【当日配布資料2】 （5）施策例の現状と課題【当日配布資料3】 （6）丹波市要保護児童対策地域協議会ネットワーク図【当日配布参考資料】 （7）第1回部会で確認された課題まとめ【当日配布参考資料1-1】 （8）知的障害のある人の地域自立生活の分岐点～ライフステージに生じる問題【当日配布参考資料1-2】 （9）丹波市地域福祉計画の体系【当日配布参考資料2】

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>1. 開会</p> <p>○開会あいさつ ○資料確認 開会あいさつを松尾部会長よりお願いしたい。</p>
部会長	<p>2. 部会長あいさつ</p> <p>○あいさつ</p>
部会長	<p>3. オブザーバー紹介</p> <p>それでは、次第に沿って進めたい。 今日は、馬場 民生弁護士にお越しいただいている。馬場委員から自己紹介願いたい。</p>
委員	<p>○自己紹介</p>
事務局	<p>4. 第1回部会における協議内容の確認</p> <p>○資料1に基づき説明</p>
事務局	<p>5. 協議事項</p> <p>(1) 権利擁護支援と虐待防止対策の骨子について</p> <p>①基本目標 ②基本的な施策の方向性 ③施策例</p>
事務局	<p>○資料2に基づき説明 ○資料3に基づき説明</p>
部会長	<p>資料3について、今から10分程度時間を取るの各自お目通し願いたい。</p>

<p>部会長</p>	<p>(各委員資料を黙読)</p> <p>そろそろよろしいか。</p> <p>それでは、協議に入りたい。資料2の素案をたたき台にして、議論をしていきたい。基本目標、基本的な施策の方向性、施策例ということで、市で行われている施策例等を資料3で出してもらっている。前回部会で、この基本目標についてどういう言葉で表現していけば良いのかというお話しがあった。今回市から2つの案が示されている。まずこの点について、ご意見をうかがいたい。</p>
<p>委員</p>	<p>まず【人権擁護】と基本目標の文言が変わったことと、4の1案は参考資料の中川委員から提案があった文言である。4の2案「市民1人ひとりの意思が尊重され、権利がまもられるまち」の「意思が尊重され」は具体的にピンとこない。「権利がまもられる」は確かにそのとおりだと思うが、具体的なイメージが伴う1案のほうに私は賛成する。</p>
<p>部会長</p>	<p>他に何かご意見はあるか。</p> <p>「ライフステージに対応した」という文言が入ることにより、幼児、高齢者、色々な世代を横断的に考えられるということで、私も非常に良いと思う。ただ、この中に「虐待対策」という言葉が入っていないので、それで良いのか。幼児虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等、ライフステージに対応した虐待という形があると思う。この中に上手く入れ込めないかと考えている。そのあたりどうか。</p>
<p>委員</p>	<p>前回の議論を把握していないが、そもそも権利擁護とは何かという話があると思う。法律上の権利と混同されがちだがそうではなく、不利な立場にある人を支援していこう、しかも積極的に支援をしていこうというのが基本的な考え方だと思う。この権利擁護という言葉は、法的な意味の権利も含まれていて、そうでない福祉的な要素の部分もあり、幅広い概念だと私は理解している。虐待も権利擁護の一つの典型だと思う。「ライフステージに対応した」も悪くはないと思うが、何か良い表現がないかと考えていた。実際は個別対応がすごく求められる分野なので、ざっくり若い時、歳をとってから、とかそういうだけの話ではない。</p>
<p>部会長</p>	<p>他に何かご意見はあるか。</p> <p>馬場委員からは権利擁護の中には虐待防止のような意味合いも含まれているので、それで良いのではないかというご意見だったと思う。他に基本目標の表現について、ご意見はあるか。</p>

委員	<p>「ライフステージ」と言うか「総合的な支援」、あるいは、虐待は親子だけではなく高齢、障がいも全部入っているという問題もある。「ライフステージ」も悪くはないと思うが、「総合的な権利擁護支援体制」ではないかという気はしている。</p>
部会長	<p>単に「権利擁護支援体制」とする、あるいはもっと全般的な。</p>
委員	<p>「ライフステージ」の考え方は色々あると思うが、丹波市の地域福祉計画における「ライフステージ」とした場合、高齢者、児童といった年齢的なもの、あるいは生活上の立場、そういうものを具体的に意味する。全般という意味ではなく、個々の生活上の立場という意味で考えれば良いのではないか。地域福祉計画においては「ライフステージ」のほうが馴染むのではないかと考える。</p>
部会長	<p>他にあるか。</p> <p>細かい表現の問題なので、そんなに深く議論をするのも難しいと思うが、2案よりは1案のほうが良いということによろしいか。皆さんが思われている方向としてはそんなに変わっていないと思うので、とりあえず1案ということで、またもう少し良い表現があれば考えるということが良いか。</p> <p>基本的な施策の方向性として、3つたたき台が示されている。それは、この後の施策例とも関連してくる。「虐待防止及び対応充実のための体制を構築する」「権利擁護ニーズに対する支援体制を充実させる」「成年後見制度を活用した権利擁護支援を促進する」この3つの方向性で基本目標を達成していくということだが、これについてご意見はあるか。</p>
委員	<p>中川委員からの提案の中に、意思決定支援が権利擁護支援の中心をなすという考え方があった。それに基づいて2案が作られたと思う。このA、B、Cの中にその部分が入っていない。先般話し合ったことを合意したにも関わらず反映されてこないの、さてそれをどうしたものかと考えている。</p>
部会長	<p>大西委員の言われていることはもっともである。3つの方向性の中味をもっと具体的に埋めていくのは、今後我々が検討する課題だと思う。その中に意思決定支援をどのように盛り込んでいくか、ということではないかと思う。</p>
事務局	<p>大西委員のご質問についてはよくわかる。「意思決定支援」という文言だが、私どものイメージとしては「B 権利擁護ニーズに対する支援体制を充実させる」の中に含まれている。今後の方向性を文章化していく中で、具体</p>

<p>部会長</p>	<p>的にそのような文言を落とさずキーワードとして入れていく、というイメージを持っていた。表題に入れるのかどうかも一つだが、項目の中にキーワードを入れるべきかを含めてご提案をお願いしたい。</p> <p>引き続き、基本的な施策の方向性について他にご意見はあるか。 すぐには出てこないようなので、この方向性でとりあえず了解されたということによろしいか。</p> <p>それでは、この方向性で今後どういう施策を行っていくのかを考える上で、事務局からは現在行われている施策や検討中の施策例が示されている。これについて、ご意見をお願いしたい。</p> <p>その前に一つだけ。資料3ページ目の「権利擁護支援センターの設置検討」に「認知症高齢者数は2,262人であり、高齢者の占める割合は%である」と、何%かが抜けているので補充願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>すぐ調べる。</p>
<p>部会長</p>	<p>それは後で事務局から報告してもらいたい。 具体的な施策例について、ご意見はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>意見ではなく質問である。私が用意した資料の12ページに質問をあげている。前回素案の施策例で疑問に思うことを書かせていただいた。「配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）」が令和2年4月1日に施行されている。質問は「虐待防止センター」についてである。高齢・障がい・児童とあるが、健康福祉部障がい福祉課内に設置されている「障がい者虐待防止センター」の所管業務を高齢者・児童にまで広げるという意味なのか。</p> <p>それから、「連携した虐待への対応」はどこで連携するのか。</p> <p>次に「虐待対策地域連絡協議会」の後に、「高齢者＋障がい者」とある。質問は、既に高齢者虐待対策地域連絡会が設置されているが、協議会として障がい者をも含む虐待対策に取り組むのか。地域連絡会が障がい者虐待まで検討する対象になるのかどうか。</p> <p>次に「要保護児童対策地域協議会」は、通称「たんば子ども安心ネット」で施行済みだと思うが、新しい資料3には「地域協議会」という名称が入っている。「たんば子ども安心ネット」との絡みを教えてほしい。</p> <p>次に「高齢者安心センター」である。既に介護保険により「高齢者見守り隊」が結成されていることは新聞等で報道されている。同様に認知症相談も受け付けられているとのことだが、これら事業を引き継いで「高齢者安心センター」を新設するのか。「高齢者安心センター」はまだ設置されていないと思う。</p>

事務局	設置されている。
委員	それなら、この質問はなしである。
事務局	<p>まず、「虐待防止センター」のイメージについて、前回の部会後に再度確認した。障がい者の防止センターは、障がい者虐待防止法によって設置が位置づけられている。これを一つにするということではなく、高齢者については「高齢者安心センター」、児童については「要保護児童対策地域協議会」等、それぞれの分野でカバーしている。これらを緩やかに連携させるというイメージで、それぞれが縦割りでするのではなく、専門性を生かしながら必要に応じて情報共有や連携をしていく。この4月から自立支援課として組織改編され、その中の福祉総合相談まるごと相談の係が連携の要になって采配するようなイメージである。センターを別に設置して一緒にするというものではない。</p> <p>続いて「連携した虐待への対応」については先ほどの内容と重なるかもしれないが、総合相談では各部署の横の連携、外部機関とのネットワークづくりの構築を考えているところである。連携とはそういったことを想定している。また地域福祉計画の中では、概念図を入れてお示しできればと考えている。</p> <p>続いて「要保護児童対策地域協議会」だが、通称「たんぼ子ども安心ネット」は要保護児童の各関係協議会・機関が集まり、課題のある家庭の見守りをしている。そこの通称名なので同じものと考えてもらえれば良いと思う。</p>
委員	<p>わかりやすく説明いただいた。新しい施策のAの中に先ほどおっしゃった「高齢者虐待対策地域連絡会」が抜けているのではないか。「虐待防止センター」が（1）から（6）には示されていない。「高齢者虐待対策地域連絡会」が高齢者虐待に対応する施策と位置づけられていくと思うので、一つ増やして入れることが新しい施策に必要ではないか。</p>
事務局	<p>今のご意見は、「高齢者虐待防止センター」的なものを設置するのが良いのではないかという提案か。</p>
委員	<p>そうではなくて、施策例の中に高齢者虐待の部分が抜けている。だから、それを入れてはどうかということである。</p>
事務局	<p>前の施策例で「虐待防止センター」として高齢・障がい・児童と一括りにしていたが、事務局としては分野で連携することをイメージしていた。ただ、このあたりがわかりにくかったので、今回はそれぞれの分野であげている。新しいほうの「（2）地域と連携した地域包括支援センターの運営」が高齢</p>

事務局	<p>分野の取組となる。「虐待」「高齢者」という言葉は抜けているが、地域包括支援センターという機関が高齢者虐待の相談窓口となっているので、ここが大西委員のおっしゃっている高齢分野の取組となる。</p> <p>もう一つ、前は「虐待対策地域連絡会」も文言として入れていたが、これについても高齢者虐待は地域包括支援センターの運営の中で対応していることになるので、表現としては省いている。</p> <p>あともう一点よろしいか。先ほど資料3で、認知症高齢者数に対する高齢者の占める割合が抜けていた件で確認した。平成30年度末で認知症高齢者数は2,262人、その時の高齢者人口が21,574人なので、高齢者のうち認知症高齢者数は10.5%となっている。</p>
部会長	<p>他に施策例の件でご質問、ご意見はあるか。</p>
委員	<p>詳しい施策例に関しては、この部会で方向性を定めてそれに沿った事業が今後展開できるのかをみていくイメージでいる。地域福祉計画全体の話になってしまうかもしれないが、その中で効果があった、または目標に近づいたところをみていくために、指標を設定する予定はあるのか。</p>
事務局	<p>計画策定後は進捗管理を協議会の中でしていただくことになる。そのために指標を設定して盛り込んでいく。</p>
事務局	<p>補足したい。今回あがっている施策例全部に対して指標を設定するのか、もしくはその中でも特に重要な施策、優先すべき施策の指標を設定して管理していくことがベースになる。全てに対して指標を設定することにならない場合もあるが、そこについては全体会でもご提案したいと考えている。</p>
委員	<p>例えば虐待防止に関することや、今回触れられてはいないが自殺対策、ここでは福祉分野の施策例が中心だが、庁全体で連携を取られるということだった。例えば他部署の事業で虐待防止の取組をしてもらうことで、分野横断の取組に繋がっていくのではないかと。もう既に連携されていると思うが、例えば水道課の職員が早期に発見して総合相談の窓口につなげるとか、それをもう少し市全体の事業の中で関連するところに一言入れてもらうこともあっても良いと思った。</p>
事務局	<p>生活困窮等の庁内連携会議が既にある。そういうところで横の連携を取り、少しのサインを見逃さずに繋げていく。これは権利擁護の関係だけになっているが、市としてそういう取組について記述するところも出てくる。色々なところで取りこぼさないように記述していきたいと考えている。</p>

部会長

他にご意見、ご質問はあるか。

委員

気になったのは、B「(3) 障がい者の差別解消に関する支援体制の整備」である。差別解消法ができて、合理的配慮が職場や街中等色々な場面で求められる。これは画期的な法律だと思っている。課名が「障がい福祉課」になっているが、そもそも県に相談窓口があり、そこが色々やってくれる。私も何度か使ったことがあるが、結構動いてくれる組織である。市の資料だからこれで良いのかもしれないが、何か違和感がある。あと兵庫県の場合は、高齢者・障がい者の電話法律相談を県の弁護士会が週に2回、差別解消法の予算でやっている。ここに書いてあるだけでは、差別解消法がどう生かされるのかよくわからない。県を中心に窓口がある程度はできているので、その普及啓発が何故入らないのか。差別解消法は良い法律なので、積極的に生かしてほしい。すごく大事なところなので力を入れてほしい。

次に、C「(1) 権利擁護支援センターの設置検討」である。権利擁護支援センターと一言と言っても色々なタイプがある。後見制度の中に権利擁護支援センターが位置づけられていることが、ものすごく気になる。権利擁護支援センターは、問題が複雑化していく中で専門性を高める必要がある。あとは分野横断的に対応しないとイケないし、行政外の専門家とも連携が必要で、トータルにまとめるような役割を果たすことが必要という背景がある。取組としては分野横断的な相談支援体制とかそれらしいことは書いてあるが、現状としてはあまりそういうことが書かれていない。どういう考えでこういう施策になっているのかよくわからない。

あと権利擁護支援センターは高齢と障がいのみという理解で良いのか。児童を入れるのか入れないのか、よく話題になることがある。児童の虐待や権利擁護の関係の法律は若干この枠組みが違うので、別々にすることが多いとは思いますが、このあたりはどうなっているのか確認したい。

後見の関係で、利用促進法で中核機関をつくりなさいとある。権利擁護支援センターは中核機関として期待されることが多いと思うが、そのことに関する記載がどこにもないような気がする。

もう一つ、市民後見人と法人後見があるが、どこが主体になるのか、どこが監督するのかという問題がある。一般的には権利擁護支援センターが担うと期待されていることが多いと思うが、そのあたりはどう考えているのか。あと、法人後見の記載がどこにもない。法人後見をするのであればすると書かないと、結局最終的なセクターの見分けがどこになるかという問題がわからなくなる。市直営だと法人後見はできない。例えばセンターと法人後見を兼ねる場合は社協に委託している。そういった自治体のやり方にもよる。そのあたりが取組に入ってくるのかどうかよくわからない。

後見、後見と書いてあるが、これは多分、法定後見の話をしている。法定

	<p>外で任意後見もあるし、財産管理契約もあるし、最近は民事信託が非常に注目を浴びている。そういうものが権利擁護の中にも出てくる可能性はある。そのあたりの活用を図るという書き方をしたほうが良いのではないか。書くにしても、成年後見制度の枠組みに入れてしまうと書けなくなるので、そのあたりはどうか気になった。</p>
<p>委員</p>	<p>先生から色々な指摘をいただいたが、課題を全て施策に反映するという計画性をこの部会が持つのかどうかと問われていると思う。例えば前回論議された意思決定支援に関しても、現場、介護者等それぞれの関係者にとって大きな課題である。この部会では、意思決定支援に関しても後見制度に関しても、それをどこの組織が取り組んでいくのか、課題として協議してもらえぬ部門を設置していくのかどうかを施策として検討すべきではないか。前回資料に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画がある。今回私が作成した資料の5ページの「イ）全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。」並びに「(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備」ということが既に謳われている。私が考えたのは、この地域連携ネットワーク協議会を設置できないか。その中で今ご指摘があった課題を検討していただく。その中核機関として権利擁護支援センターを設置して専門的な言及を進めていく。その2本立てである。これが私の施策に対する要望である。</p>
<p>部会長</p>	<p>先ほど馬場委員が指摘されたようなことは施策例に具体的には書かれていないが、それをどうしていくのか方向性を決めるのがこの部会だと思っている。施策例が、これをやりましょうではなく、今後追加するものがあるかどうか。そういうことをこの部会で検討していきたい。私も丹波市で権利擁護支援センターを検討と言うよりも、設置する方向で今後やっていただきたい。その中に何を含めるか、成年後見を中心にやっていくのか、もっと幅広く権利擁護関係のものを含めてやっていくのかは、また方向性を考えれば良いと思う。今回の福祉計画の中で権利擁護センター設置に向けていくことが必要ではないか。</p> <p>他にあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>仮に私が今日の帰りに交通事故にあって車椅子になったとしたら、こういう施策の中で私は権利を擁護されるべき立場になるのか想像した時に、車椅子になっても仕事がしたいと思う。そうなれば、車に乗って職場まで行きたい、誰かに介助されて連れて行ってもらうのではなく、自分で行きたい。歩くことはできなくても、自分にまだ残っている能力を使って自分の力で生きていきたいと思う。そう思った時に守られるべきことはたくさん書いてある</p>

が、自分が社会の一員として生きていくための制度、社会整備ができていれば、障がいは障がいと捉えなくて良い社会になるはずである。書いてあることに異論はないし大事なことばかりだと思うが、根本のところでは人が人として尊重されて人らしく生きるところに必要なものは、これが一番なのかという疑問から抜け出せずに今のお話を聞いていた。私の知っている障がいのある方は車も運転できるし仕事をする力もあるけど、少しコミュニケーションが苦手で職場でよくトラブルが起きて長続きしない。かと言って、そういうタイプの障がいのある人を受け入れてくれる事業所はなかなかない。その人は時給 200 円でB型の作業所で働いている。そういう現実がある。Bの「(3) 合理的配慮の提供支援に係る助成金の交付により、地域における差別解消をすすめる。」とある。文言はこういうことだと思うが、具体的にはどうすれば障がい者差別を受けずに自分らしく生きていけるのか。そのイメージがこの中から持てずにいる。根本のところでは丹波市で障がいのある人も、認知になった時も、虐待を受ける子どもも、これで幸せな未来が待っているとストーンと落ちてこない。

部会長

他に何かご意見はあるか。

委員

家で読んでおくようにと中川委員からの資料をいただいた時に今の山口委員のお話と共通してくると思ったのが、5年後に目指す姿を共有できていない。それが目指す姿と現実とのギャップにも共通するのではないか。私達自身が5年後目指す姿をどのように共有しているのか。私も5年後の目指す姿としてどういう言葉が良いのか考えてきた。「助けてと言え世の中」というイメージを抱いた。「助けて」という言葉を日本人はなかなか言えないので「ヘルプ」に置き換えれば良いかもしれない。「ヘルプと手を挙げられる社会」がきたら良いと想像した。中川委員に5年後の目指す姿のイメージがあれば教えてほしい。

委員

そう言われると、自分の目指す姿は明確になっていないと改めて思った。地域の役をされている方とお話しする機会があり、相談がこれからの核になってくるというお話をされた。これから地域住民が自分達で地域の繋がりをつくっていく、生活支援をしていくことも役割として出てくる中で、住民だけで抱えられない福祉の問題や一般のまちづくりからこぼれ落ちてしまう方達を地域でどう受け止めていくのか。そういう時に専門職の力を借りたいとのことだった。先ほど「断らない相談」と出てきたが、地域の方がSOSを発信した時に、専門職がきちんと受け止めることができる体制がまず必要だと思っている。

部会長

他に何かあるか。

委員	<p>山口委員がおっしゃったことは、ノーマライゼーションだと思う。医学的モデルと社会モデルがある。受け止められる生活基盤が整備されれば、障がい障がいである部分がたくさんある。それに対して当事者になった時に、これは社会が受け入れないからと言える社会なのかどうか。生産性がないから生きる価値がないという考え方は、社会一般に根深くお互いがどこかに秘めている思いでもあると指摘されている。交通事故であれ何であれ、運転ができなくなった時に「ちょっと運転してよ」と援助が頼める社会が健全だと思う。相手の負担になるのではなく、相手の厚意に甘えるというヘルプ。そういう社会意識がもっと強まっていけば、豊かな社会ができていくのではないか。差別の根底にある自分達一人ひとりの思いの中にある、生産性や経済性という考え方、自分が困った時に手を挙げられない自己責任のような考え方を、少しでも変えていきたい。私も身体的理由で運転できないが、なかなかそれを言えない。そういう面も含めて障がい者サービスも考えていきたいし、合理的配慮も幅広く捉えていきたいと考えている。</p>
事務局	<p>今回この部会では、権利擁護・虐待という狭い部分に特化して協議している。先ほど言われた福祉制度の障がいがある人が生きていく上でという部分については、全体会の資料で総合的な支援体制の整備、福祉施設、ユニバーサルデザインの推進等、市が検討していく項目に入っている。</p> <p>あともう一点、先ほど5年後の目指す姿として「助けてと言える社会」というご意見があった。大きく基本理念の話にもなってくると思う。全体会の中でも検討していくところになると思っている。</p>
委員	<p>資料に書いてあることは承知しているが、じゃあそれで人権意識が人権擁護となった時に、守られるべき人権という捉え方の中にも人権は守られるべきものではなくて、あるべき姿のまま人間らしく生きる権利が元々あり、それが阻害されるのであればそこをなくしていくという捉え方が必要である。障がいがあったり、知的に遅れがあったり、認知になったりして、通常の世界生活が送れなくなった時に「可哀相だね」「可哀相だから守ってあげるよ」ということが見え隠れすると、それは目指している社会ではない。一般市民目線で読んだ時にも、そういうものが丹波市の施策の中に息づいていることがわかるように。今私が言っていることは、どこの部会でもベースにあるべき理念である。それがこういう細かい施策になったとしても、その中でもそういうことが「だからこうなんだね」とわかるような表現を目指してほしい。</p>
事務局	<p>今のご発言でイメージがわかった。</p>
部会長	<p>他に何かあるか。</p>

委員	<p>問題は、法律ができて実践できるのか。そこが一番難しいところである。一般の方からみると山口委員のお話しにもあったとおり、じゃあどうすれば良いのかと。実践の段階で前に出られないとか多々あるのが現実ではないか。一つの施策としての権利擁護支援センターだと思う。専門性の高い人を一か所に集めて、そこに行けばとりあえずどうにかなるというものをつくっていこうということが根本にある考え方ではないか。松尾部会長からあったとおり、検討ではなく是非設置してほしいと改めて思った。</p>
部会長	<p>他に何かあるか。</p>
委員	<p>どういう機構、組織で丹波市がつくっていくのかがすごく大事だと思っている。どこに相談に行けば何が解決するのかがわからない。例えば社会福祉課に行くと福祉のことは何でも聞けると思って行っても、「それは〇〇へ行ってください。」と言われて行った、そこへ行くと「それはうちではないので…」と言われて3つぐらい行くと疲れてしまって、やっぱり役所は親身になってくれないと思って帰るということが実際にあった。先ほど丸ごと相談みたいな話があったが、そういうところを人権擁護支援センターという大きな窓口にして、社会で生きていくのに困った時にはとりあえずこの門をたたけばアドバイスしてくれる専門職がいて、どんなことも次のステップを提示してもらえるとすると、誰もがあまり悩まずに相談できるのではないか。</p>
部会長	<p>他に何かあるか。</p>
委員	<p>確認し忘れたが、生活困窮者はここでは議論しないのか。</p>
事務局	<p>総合相談窓口が生活困窮含むあらゆる相談窓口として、福祉基盤の整備の中で表現していく。具体的な個別の記載については、そちらの部分になる。</p>
委員	<p>気になったのが、権利擁護は生活困窮問題と密接に関わることが多い。困窮と一緒にいるセンターも結構ある。今回全く出てきていないので、そのあたりがどうなるのか。</p>
事務局	<p>センターで生活困窮は別で取り上げないということではない。</p>
部会長	<p>他に何かご意見はあるか。ないようであれば、協議はこれで終わりたい。</p>
	<p>6. 今後のスケジュールについて</p>

	<p>(1) 部会長会の開催 (2) 次回部会の日程等について</p>
事務局	<p>全体のすり合わせとして部会長会を8月13日に予定している。松尾部会長に出席していただく予定である。</p> <p>次回の部会は8月31日月曜日の午後2時から開催したいと考えている。皆様のご予定を確認したい。</p>
部会長	<p>次回の部会について提案があったが、委員の皆様のご予定はどうか。オブザーバーの馬場委員はどうか。</p>
馬場委員	<p>私は大丈夫である。</p>
部会長	<p>他に差し障りのある委員はいないか。</p> <p>それでは、次回は8月31日午後2時からということでお願いします。</p> <p>他にご意見、ご質問はあるか。</p>
委員	<p>今後の部会の内容は。</p>
事務局	<p>次回の部会は、今日いただいたご意見を元に施策の方向性に具体的な文章を作成して提案ができると考えている。また13日の部会長会を受けて、全体の章立てや目次もある程度お示しできればと考えている。この計画が福祉の上位計画になる。この計画の方向性を元にした計画を他に同時に策定しているので、あらかじめの概要を示す必要がある。期間があまりないので、できれば8月の部会であらかじめ確認いただければ有難い。全体協議会もその後予定しているの、そこで全体的な協議もできると考えている。</p>
部会長	<p>他に何かあるか。</p> <p>ないようであれば、これで本日の協議は全て終了する。</p>
事務局	<p>全体会を9月中旬までに実施したいと考えている。部会長会の中で9月の予定も確認したいと考えている。</p> <p>7. 閉会</p>